



最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について

(令和6年7月31日、消防危第203号消防庁次長通知)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和6年総務省令第78号)及び危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目の一部を改正する件(令和6年消防庁告示第13号)が公布されました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240731_kiho_203.pdf

危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について

(令和6年7月31日、消防危第223号消防庁危険物保安室長通知)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和6年総務省令第78号)による改正後の危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)第62条の4及び規則第62条の5の4の規定により市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる場合の運用について、留意事項をまとめました。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240731_kiho_223.pdf

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

(令和6年8月9日、消防特第161号消防庁次長通知)

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(令和6年総務省令第79号。以下「改正省令」という。)が公布されました。

今回の改正は、主に、一定の要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める「防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具」を消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に搭載した場合に、当該消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数の特例を定めるものです。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/572a828d5096361a3bea989d50a7db883e02730d.pdf>

ホース延長用資機材等を搭載している省力化された消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する運用指針について

(令和6年8月9日、消防特第175号消防庁特殊災害室長通知)

令和6年8月9日に石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部が改正され、新たに省力化された防災資機材等として消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が位置付けられ、搭載しているホース延長用資機材等の要件及び当該防災資機材等を使用する特定事業所の要件並びに当該防災資機材等に置くべき防災要員の人数が定められたものであります。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20240809_tokusai_1.pdf